

# P T A の し お り



えどにゃん



流山市立江戸川台小学校 PTA

※このしおりは6年間使用しますので  
大切に保管してください。

## 目 次

流山市立江戸川台小学校 PTA とは .....	2
流山市立江戸川台小学校 PTA 会則 .....	4
流山市立江戸川台小学校 PTA の連携 .....	9

## PTA 細則 目次

1. リサイクル特別会計に関する細則 .....	11
2. 設備品等充当基金に関する細則 .....	12
3. PTA 同好会に関する細則 .....	13

## PTA とは

英語の Parent Teacher Association の頭文字をとったものです。

ボランティアで参加する保護者と教職員と一緒に学び交流しながら子どもたちのためにできることを考え活動する団体です。

## 流山市立江戸川台小学校 PTA とは

江戸川台小学校 PTA は、加入・非加入にかかわらず江戸川台小学校に在籍する全ての児童の健やかな成長と幸せのために活動しています。

また、参加しやすい明るい PTA を目指して運営されています。

多くの方にご理解とご協力をいただき、ぜひ参加をお願いいたします。

尚、江戸川台小学校 PTA は、流山市 PTA 連絡協議会（市 P 連）、千葉県 PTA 連絡協議会（県 P 連）に加入しています。

## PTA 活動への参加方法

江戸川台小学校 PTA はエントリー制です。募集があったときに「できる人が、できる活動に」エントリーをして参加します。

## PTA の入会と退会

PTA への参加は任意です。いつでも入会または退会することができます。

## 個人情報の取り扱いについて


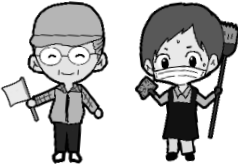
江戸川台小学校 PTA では会員の個人情報の重要性を認識し、適正に取り扱います。

## PTA への連絡

PTA への連絡は担任の先生を通じて教頭先生へお願いいたします。

回答が必要なご意見・ご質問にはお時間をいただく場合があります。

## 江戸川台小学校 PTA の活動紹介（過去の実績）

児童のための教育・環境整備	学校と保護者の連絡・情報交換
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要備品の購入・修繕</li> <li>・ 部活動サポート</li> <li>・ 卒業サポート</li> <li>・ 草むしり・窓拭き</li> <li>・ テトラパック・インクカートリッジの回収</li> <li>・ ウェブベルマーク活動の紹介</li> <li>・ 災害備蓄品の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PTA だよりの作成・発行</li> <li>・ 家庭教育講座の開催</li> <li>・ アンケートの実施</li> </ul> 
地域・学校・公的機関との連携・協力	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会のお祭り・イベントの手伝い</li> <li>・ 安全パトロール隊による登下校の見守り</li> <li>・ 防犯協力の家</li> <li>・ 運動会のパトロール・お手伝い</li> <li>・ 県及び市 P 連への加入と情報交換</li> <li>・ 安全マップの作成による公的機関への働きかけ</li> </ul>	

# PTA 会 則

流山市立江戸川台小学校 PTA



### **(名称及び位置)**

第1条 この会は、流山市立江戸川台小学校（以下「本校」という。）PTAといい、事務局を本校内に置く。

### **(目的)**

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭及び学校並びに社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

### **(活動内容)**

第3条 この会は、前条の規定を達成するために、次の活動を実施する。

- (1) 児童のための教育・環境整備
- (2) 学校と保護者の連絡・情報交換
- (3) 地域・学校・公的機関との連携・協力

### **(方針)**

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育及び福祉の向上を図るための公共団体並びに関係機関と協力する
- (2) 政党や宗教にかたよることなくまた、営利を目的とする行為は行わない
- (3) この会または、この会の役員の名を使用して公職選挙の立候補及び候補者を推薦することはできない
- (4) この会は、自主独立のものであって、他から統制干渉を受けない
- (5) この会は、学校の人事や管理に干渉しない

### **(会員)**

第5条 この会の会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する児童の保護者
- (2) 本校の教職員

### **(入会)**

第6条 会員として入会するものは、所定の入会届を提出する。

### **(会費)**

第7条 この会の会員は、所定の金額を納める。

### **(会計)**

第8条 この会の運営に要する経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充て、一般会計と称する。

- 2 この会を運営するうえで、必要に応じ特別会計及び基金を設置することができる。
- 3 この会の収支は、総会において議決された予算案に基づいて執行される。

- 4 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告しなければならない。
- 5 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
- 6 慶弔費については、必要に応じて運営委員会で話し合う。

#### (役員)

第9条 この会を運営していくうえで、次の役員を置く。

##### (1) 総務委員

会長	…1名
副会長	…若干名
会計	…若干名
書記	…若干名

##### (2) 会計監査 …2名

#### (役員任期)

第10条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

#### (役員選出)

第11条 第9条の役員は、第15条の役員選考委員会において候補者を選考し、総会において選出される。

#### (役員任務)

第12条 役員任務は、次のとおりとする。

##### (1) 総務委員は以下の任務を協力して行う

- イ. 会長業務 : この会を代表し、会議を統括する
- ロ. 副会長業務 : 会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する
- ハ. 会計業務 : この会の会計を掌り、総会において決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する
- ニ. 書記業務 : この会の記録、書類の保管を行い、その他庶務を行う

##### (2) 会計監査は、この会の会計を監査する

- 2 総務委員会は、必要に応じ会長が招集し第14条の運営委員会に上程する内容を審議する。

#### (総会)

第13条 総会は、この会の最高議決機関であり、毎年1回会長が招集する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

- 2 総会は、会員の3分の1以上の出席（委任状をもってこれに代えることができる）により成立する。尚、WEB表決の場合は回答をもって出席とみなす。
- 3 総会での決議は、出席者の過半数を必要とする。

- 4 総会は、次の事項を審議し決定する。
  - (1) 前年度の事業及び決算報告
  - (2) 第11条の役員の選出
  - (3) 本年度の事業計画及び予算案
  - (4) 会則の改廃
  - (5) その他必要な事項

#### **(運営委員会)**

第14条 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 運営委員は、総務委員及び教員の代表をもって構成する。
- 3 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立する。
- 4 運営委員会での決議は、出席者の過半数を必要とする。
- 5 運営委員会は、総会で決定した事項に基づいて実施内容を審議し、推進していく。
- 6 年度途中における会長、副会長、会計、書記、会計監査の欠員の補充。
- 7 その他必要事項について審議する。
- 8 会員は必要に応じて傍聴することができる

#### **(役員選考委員会)**

第15条 役員選考委員会（以下「選考委員会」という）は、第11条の規定に基づく候補者を公募し、公正な立場においてこれを選考する。なお、審議過程については、プライバシーに関わることから一切公表しない

- 2 選考委員会は、運営委員の代表及び教職員代表(1名以上)をもって構成する。
- 3 選考委員会委員長は、互選により選出する。
- 4 選考委員会の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 公募の方法は、自薦及び他薦とする
  - (2) 前号の結果、得た各役員候補者を審議し、役員として適任と認めるとき各候補者に対し本人の承諾を得て指名する
- 5 選考委員会は、選考の結果得た役員候補者を総会において発表し、承認を得た後に解散する。

#### **(校長及び教頭)**

第16条 校長及び教頭は、学校経営の責任者としてすべての会議に出席し意見を述べることができる。

#### **(退会)**

第17条 会員は、所定の退会届を提出することにより任意に退会できる。ただし、転校・卒業の場合は、自動的に退会処理を行うものとする。



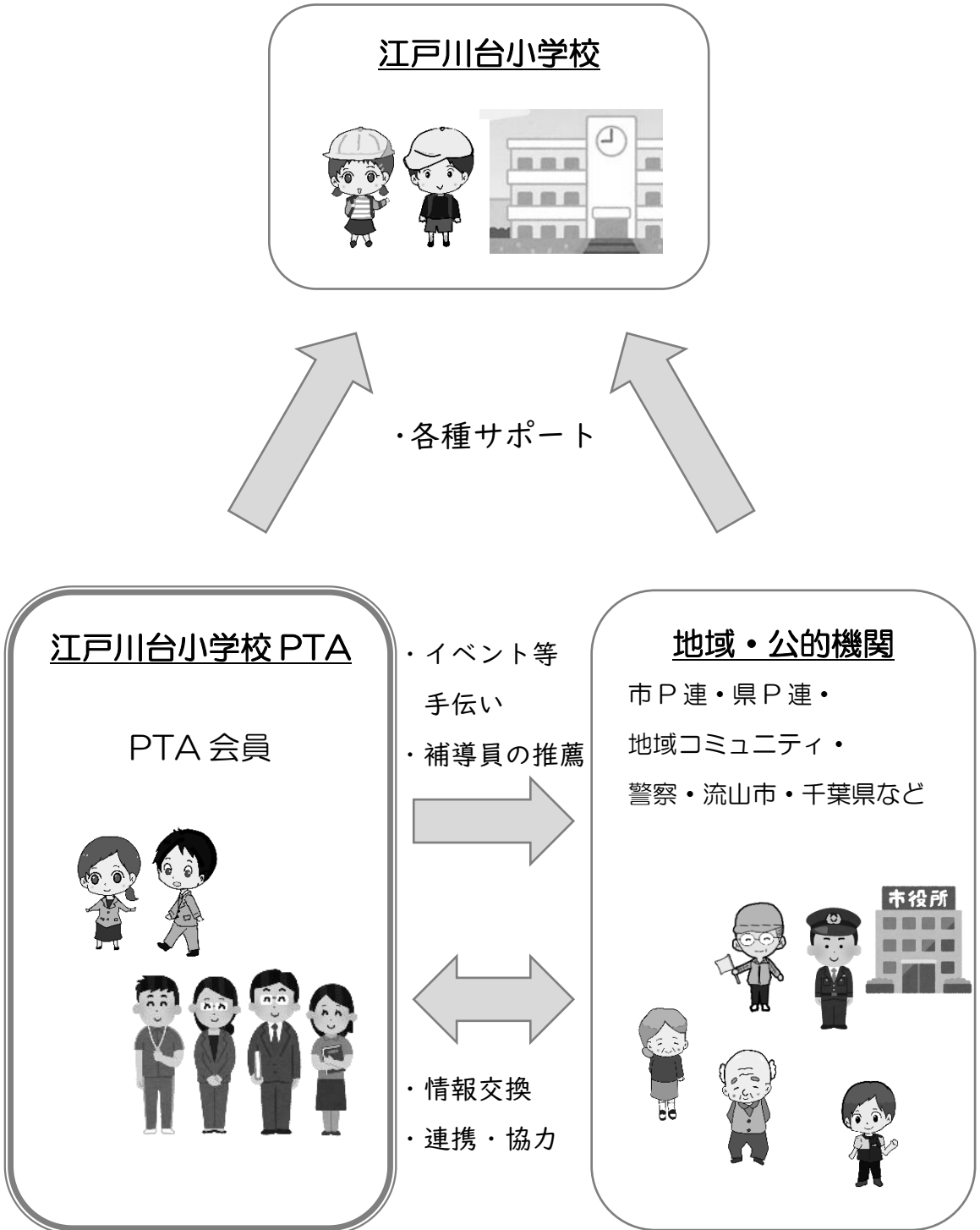
**(細則)**

第18条 この会の運営に関し、必要な細則は運営委員会の議決を経て定めることができる。

**附 則**

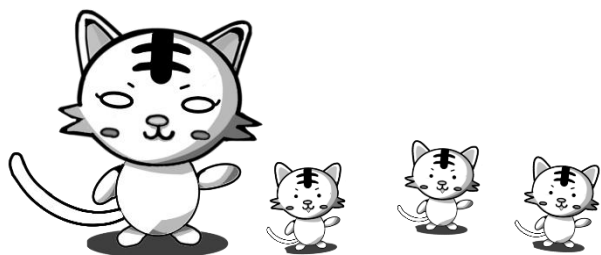
第19条 本会則は、令和4年4月1日より施行する。

# 流山市立江戸川台小学校 PTA の連携



# P T A 細 則

流山市立江戸川台小学校 PTA



# 1. リサイクル特別会計に関する細則

## (特別会計の名称)

第1条 この特別会計の名称は、リサイクル特別会計(以下「本会計」という)と称する。

## (目的)

第2条 本会計は、会則第8条第2項に基づき設置し、会則の主旨を踏まえこれを補完することを目的とする。

## (予算の決定)

第3条 本会計の予算は、総会において審議し決定する。

## (収入予算)

第4条 本会計の収入予算は、次のとおりとする。

- (1) 校区内にある自治会と共同で行うリサイクル活動に対する流山市からの報奨金及び寄付金
- (2) その他の収入

## (覚書)

第5条 前条1号の報奨金の額は、各自治会とそれぞれ覚書を締結し決定する。

## (予算措置)

第6条 当該年度の収入は次年度へ繰越し、前年度の繰越金を予算措置する。

## (支出予算)

第7条 本会計は次の経費に充当し予算を執行する。

- (1) PTA活動に係る経費
- (2) 文化活動の実施に伴う経費
- (3) 基金への積立て
- (4) 学校運営費への補助
- (5) 児童のための施設及び備品等の補助
- (6) 他団体が主催する児童のための地域活動費への補助
- (7) その他必要と認める経費

## (補則)

第8条 この細則に定めのない事項については、運営委員会に諮って決定する。

## 附 則

## (施行期日)

第9条 この細則は、令和4年4月1日から適用する。

## **2. 設備品等充当基金に関する細則**

### **(基金の名称)**

第1条 この基金の名称は、設備品等充当基金(以下「本基金」という)と称する。

### **(設置の目的)**

第2条 本基金は、会則第8条第2項に基づき設備品等の更新及び修繕に要する経費に充てるため設置する。

### **(積立)**

第3条 本基金への積立は、次のとおりとする。

- (1) リサイクル特別会計からの積立金
- (2) 積立により生じる利息

### **(限度額)**

第4条 本基金の限度額は1,200,000円とする。ただし、基金の積立により生じる利息については、限度額を越えても積立てることができる。

### **(取り崩し)**

第5条 本基金は、設備品等の購入、貸借、修繕等に充てる場合に限り取り崩すことができる。

### **(運用方法)**

第6条 本基金を取り崩す場合は、運営委員会に諮って承認を得る。

### **(補則)**

第7条 この細則に定めのない事項については、運営委員会に諮って決定する。

附 則

### **(施行期日)**

第8条 この細則は、令和4年4月1日から適用する。

### 3. PTA 同好会に関する細則

#### (目的)

第1条 この会の目的は、PTA 会員間の交流を目的とする。

#### (認定とその条件)

第2条 以下の条件を満たした団体を運営委員会でPTA 同好会と認める。

- (1) PTA 会員のうち、保護者5人以上とする
- (2) 同好会として定期的な活動をする
- (3) 新年度始めに名簿・活動計画・前年度会計等の報告を行い、運営委員会にて承認する

#### (補助金)

第3条 各同好会に支給する補助金は運営委員会で決定する。また、この補助金は一般会計から支出する。

#### (補則)

第4条 この細則に定めのない事項については、運営委員会に諮って決定する。

#### 附 則

#### (施行期日)

第5条 この細則は、令和4年4月1日から適用する。

PTA 活動へのご協力を  
よろしくお願いいたします

